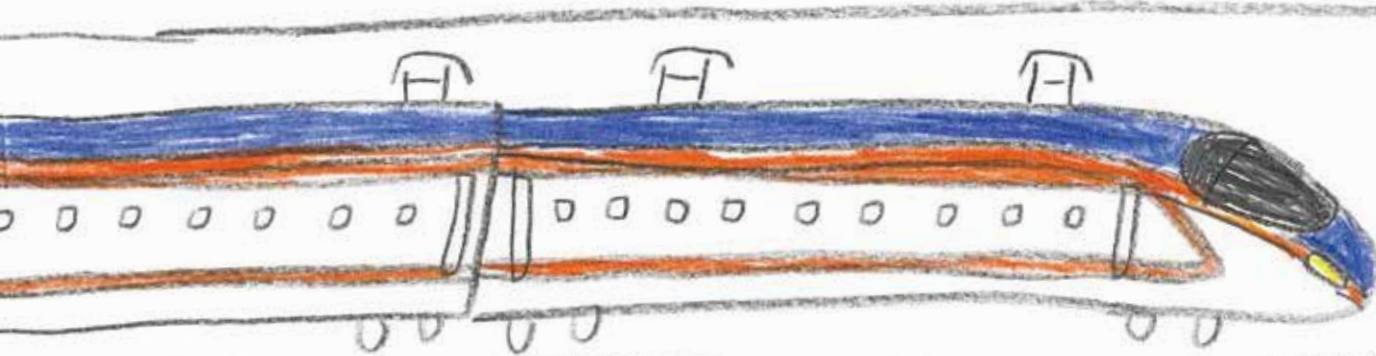


共生のまち白山プラン

だい き はくさん し しょうがいしゃ けいかく
第4期 白山市障害者計画
令和6(2024)～令和11(2029) 年度

だい き はくさん し しょうがいふく し けいかく
第7期 白山市障害福祉計画
令和6(2024)～令和8(2026) 年度

だい き はくさん し しょうがいじふく し けいかく
第3期 白山市障害児福祉計画
令和6(2024)～令和8(2026) 年度



はくさんし
白山市

令和6年(2024年)3月



表紙イラスト作成者
特定非営利活動法人美川あんずの家 久保 成広さん
挿絵 特定非営利活動法人美川あんずの家

は じ め に

近年、「8050問題」や「親亡き後」など、障害のある人を取り巻く状況が大きく変化する中、障害福祉のニーズも複雑多様化してきており、障害のある人が地域で自分らしく安心して暮らすことができるまちづくりが求められております。

国においては、令和3年に事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とした障害者差別解消法が改正されたほか、令和4年には、障害のある人の情報の取得利用、意思疎通に係る施策を推進する障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されるなど、共生社会の実現に向けた取り組みが行われております。



本市においては、平成29年10月に施行した「白山市共生のまちづくり条例」、平成30年4月に施行した「白山市手話言語条例」の適正な運用に努めながら、「第3期白山市障害者計画」をはじめとする「共生のまち白山プラン」に基づき様々な施策に取り組んでまいりました。

このような中、本年1月に発生した令和6年能登半島地震においても、災害時における障害のある人への迅速な支援等をいかにして確保するかということが大きな課題として再認識されたところであります。

こうした状況を踏まえ、今回策定した共生のまち白山プラン（第4期白山市障害者計画・第7期白山市障害福祉計画・第3期白山市障害児福祉計画）では、障害のある人の人格や個性を尊重し、その人らしく暮らすことができるよう、市民一人ひとりの障害や障害のある人への正しい理解や認識を促進するとともに、複雑化・多様化する地域の課題解決に向け、支え合いの仕組みづくりに積極的に取り組んでまいります。

結びに、本プランの策定にあたり、アンケート調査やヒアリング等を通じて貴重なご意見をいただきました市民及び関係団体の皆様、並びに熱心なご審議を賜りました、白山市障害者計画策定委員会の委員の皆様に対し、心から感謝を申し上げますとともに、本市の障害福祉施策の推進に対し、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和6(2024)年3月

白山市長 田村 敏和

目 次

第1部	プランの策定にあたって	1
1	共生のまち白山プラン（第4期白山市障害者計画・第7期白山市障害福祉計画・第3期白山市障害児福祉計画）の策定の背景	1
2	共生のまち白山プランの性格と位置づけ	2
3	共生のまち白山プランにおける各計画の期間	3
4	共生のまち白山プランとSDGs との関係	4
第2部	白山市の障害のある人の現状	5
1	人口や世帯の状況	5
(1)	人口の状況	5
(2)	世帯の状況	6
(3)	年齢階層別人口の推移	7
2	障害のある人の状況	9
(1)－1	身体障害者手帳	9
(1)－2	身体障害者の障害別人数	9
(2)	療育手帳	12
(3)	精神障害者保健福祉手帳	12
(4)	人口における障害者の割合	13
(5)	難病患者数	14
(6)	指定難病及び特定疾患医療給付状況（令和4年度末受給者証所持者数）	14
第3部	プランの基本的な考え方	15
1	プランの基本理念	15
2	プランの基本目標	15
3	プランの体系	16
第4部	分野別の共生と合理的な配慮	18
第1章	生活環境における共生	18
1	障害のある人への理解促進	18
2	障害のある人が暮らしやすい環境の整備	19
3	道路環境の整備・歩道の安全確保	21
4	障害のある人にやさしいまちづくりの推進	23
5	障害のある人の社会参加の促進及びその環境づくりの推進	24
6	障害のある人の家族への支援の推進	25
7	地域福祉活動の推進	25
8	ボランティアの活動支援及び育成	27

第2章 差別の禁止及び虐待の防止、権利擁護の推進	28
1 障害を理由とする差別禁止の啓発及び差別解消の推進	28
2 虐待の防止	30
3 差別の禁止と解消・虐待の防止に向けた啓発活動の推進	31
4 権利擁護体制の推進及び周知啓発	32
第3章 コミュニケーションにおける共生	33
1 情報アクセシビリティの推進	33
2 情報提供・コミュニケーション支援の充実	34
3 手話の普及啓発	36
第4章 保育・教育における共生	37
1 共に育つ保育の推進とその理解の促進	37
2 共に学ぶ教育の推進とその理解の促進	39
3 福祉共育の推進	40
4 放課後等の居場所の充実	42
第5章 就労における共生	43
1 就労支援の充実	43
2 雇用の推進及び定着の支援	44
3 障害のある人の賃金向上の推進	46
第6章 災害時における合理的配慮の充実	47
1 適切な情報発信・情報提供体制の充実	47
2 避難所等における合理的配慮の提供等の推進	48
3 災害時の支援体制の整備	49
4 避難行動要支援者の把握及び支援体制の整備	51
5 障害のある人の福祉避難所の確保	52
第7章 保健・医療との連携体制の充実	53
1 母子保健の充実及び障害への早期対応	53
2 障害に応じた相談・発達支援	54
3 障害の原因となる疾病等の予防及び治療	55
4 医療的ケアが必要な人の地域での生活支援の推進	56
第8章 文化芸術活動・スポーツにおける共生	57
1 文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション活動への参加の促進	57
2 障害のある人に配慮した利用しやすい環境整備の推進	58

第9章 行政・事業者における合理的配慮の充実	59
1 市等の行政機関の窓口等における障害のある人への合理的配慮の徹底	59
2 行政情報提供の充実	60
第10章 合理的配慮、障害福祉サービスその他の支援を通じた自立と共生	61
1 障害のある人の意思決定支援を踏まえた自己決定の尊重	61
2 年齢や障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施	62
3 相談支援の体制の充実・強化	64
4 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制の整備	66
5 障害のある子どもの地域での健やかな育ちのための発達支援	72
6 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取り組み	75
7 障害福祉に携わる人材の確保・育成・定着	76
見込量と今後の方策	77
(1) 成果目標	77
(2) 障害福祉サービス	78
1 訪問系サービス	78
2 日中活動系サービス	79
3 居住系サービス	81
4 相談系サービス	81
5 障害児系サービス	82
6 地域生活支援事業（必須事業）	83
7 地域生活支援事業（任意事業）	86
(3) その他活動指標	88
資料編	91
障害者計画アンケート調査結果（障害のある人）	91
障害者計画アンケート調査結果（障害のない人）	125
ヒアリング結果報告	137
相談支援専門員へのヒアリング報告	137
障害のある人の家族へのヒアリング報告	140
身体に障害のある人へのヒアリング報告	143
精神に障害のある人へのヒアリング報告	145
サービス一覧	146
用語解説	148
白山市障害者計画策定委員会設置要綱	152
白山市障害者計画策定委員会委員	153
策定経過	154

第 1 部 プランの策定にあたって

1 共生のまち白山プラン（第 4 期白山市障害者計画・第 7 期白山市障害福祉計画・第 3 期白山市障害児福祉計画）の策定の背景

白山市では、平成 30 (2018) 年 3 月に「第 3 期白山市障害者計画」を策定し、「障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを尊重し、安心して暮らせる『共生のまち 白山市』の実現」を基本理念として、「障害の有無にかかわらずお互いを尊重するまちづくり」、「誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり」の基本目標のもと、本市の実情や課題に対応した施策を推進してきました。

また、同時期に障害福祉サービス等に関する見込み量とその方策を定める実施計画として「第 5 期白山市障害福祉計画」、障害児通所支援及び障害児相談の提供体制の確保に係る目標等を定めた「第 1 期白山市障害児福祉計画」も策定しました。

「第 3 期白山市障害者計画」を含む計画の目的が容易に理解できるよう、3 つの計画を総称し、「共生のまち白山プラン」としました。

令和 3 (2021) 年度からは、「第 6 期白山市障害福祉計画」及び「第 2 期白山市障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害福祉サービスの提供体制等の整備を進めてきました。

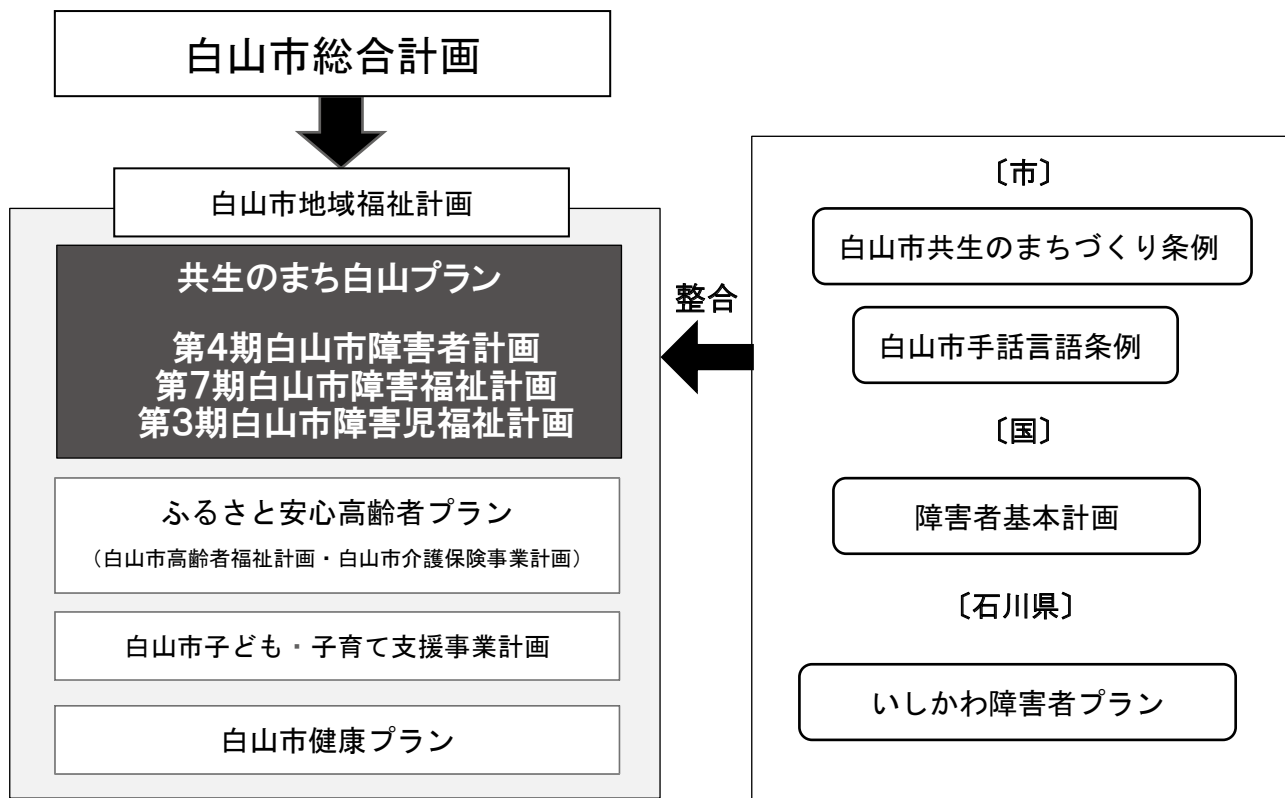
これまでの「白山市障害者計画」、「白山市障害福祉計画」及び「白山市障害児福祉計画」の進捗状況や新たな国の指針を踏まえ、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理し、平成 29 (2017) 年 10 月施行の「白山市共生のまちづくり条例」、平成 30 (2018) 年 4 月施行の「白山市手話言語条例」の目的や基本理念に基づき、令和 6 年度を初年度とする新たな「共生のまち白山プラン（第 4 期白山市障害者計画・第 7 期白山市障害福祉計画・第 3 期白山市障害児福祉計画）」の策定を行うこととしました。

2 共生のまち白山プランの性格と位置づけ

共生のまち白山プランは、障害者基本法第11条第3項に定める、障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に定められる「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に定める「障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、本市における障害者施策を総合的に推進するための基本計画です。

また、「白山市総合計画」や「白山市地域福祉計画」との整合性を図ったプランであるとともに、障害福祉推進等のアンケート結果や障害のある人やその家族、相談支援専門員からのヒアリングを踏まえ、白山市障害者計画策定委員会での協議を重ね、パブリックコメントを行うなど、広く市民の意見を取り入れて策定するものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	障害者基本計画（第5次） 令和5(2023)～9(2027)年度	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示）	
県	いしかわ障害者プラン 2024 令和6(2024)～10(2028)年度		
白山市	第4期白山市障害者計画 令和6(2024)～11(2029)年度	第7期白山市障害福祉計画 令和6(2024)～8(2026)年度	第3期白山市障害児福祉計画 令和6(2024)～8(2026)年度



【共生のまち白山プランの構成】

第1部 プランの策定にあたって

第2部 白山市の障害のある人の現状

第3部 プランの基本的な考え方

第4部 分野別の共生と合理的配慮

第1章 生活環境における共生

第2章 差別の禁止及び虐待の防止、権利擁護の推進

第3章 コミュニケーションにおける共生

第4章 保育・教育における共生

第5章 就労における共生

第6章 災害時における合理的配慮の充実

第7章 保健・医療との連携体制の充実

第8章 文化芸術活動・スポーツにおける共生

第9章 行政・事業者における合理的配慮の充実

第10章 合理的配慮、障害福祉サービスその他の支援を通じた自立と共生

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

3 共生のまち白山プランにおける各計画の期間

第4期白山市障害者計画は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和11(2029)年度までの6年間で計画期間とします。

また、第7期白山市障害福祉計画及び第3期白山市障害児福祉計画は、いずれも令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間で計画期間とします。

	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
障害者 計画	第3期白山市障害者計画 平成30(2018)～令和5(2023)年度						第4期白山市障害者計画 令和6(2024)～11(2029)年度					
障害福祉 計画	第5期白山市障害福祉計画 平成30(2018)～令和2(2020)年度		第6期白山市障害福祉計画 令和3(2021)～5(2023)年度			第7期白山市障害福祉計画 令和6(2024)～8(2026)年度						
障害児 福祉計画	第1期白山市障害児福祉計画 平成30(2018)～令和2(2020)年度		第2期白山市障害児福祉計画 令和3(2021)～5(2023)年度			第3期白山市障害児福祉計画 令和6(2024)～8(2026)年度						

4 共生のまち白山プランとSDGs との関係

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年（平成27年）に国連総会で採択された、持続可能でより良い世界を目指すための2030年（令和12年）までの国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、誰一人取り残さないことを理念に、環境、経済、社会等をめぐる課題に世界全体で取り組むものとされています。

本市では「白山市総合計画後期基本計画」において、SDGsを前提とした取り組みを行っており、市民や地域団体等への普及啓発、市政へのSDGsの反映、大学や企業等と連携し、SDGsの理念に沿った様々な施策に取り組んでいます。

共生のまち白山プランにおいても、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」という視点を取り入れ、持続可能な障害福祉施策を推進していきます。



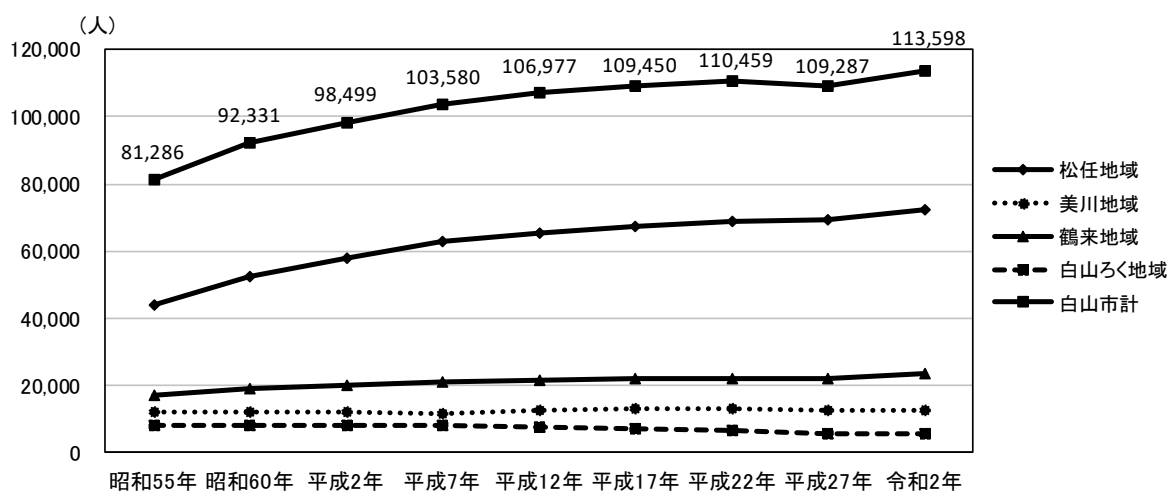
第2部 白山市の障害のある人の現状

1 人口や世帯の状況

(1) 人口の状況

本市の令和2年10月1日現在の人口は113,598人であり、平成27年と比べてやや増加しています。

地域別にみると、鶴来、松任地域は増加傾向にありますが、白山ろく地域の減少が著しくなっています。



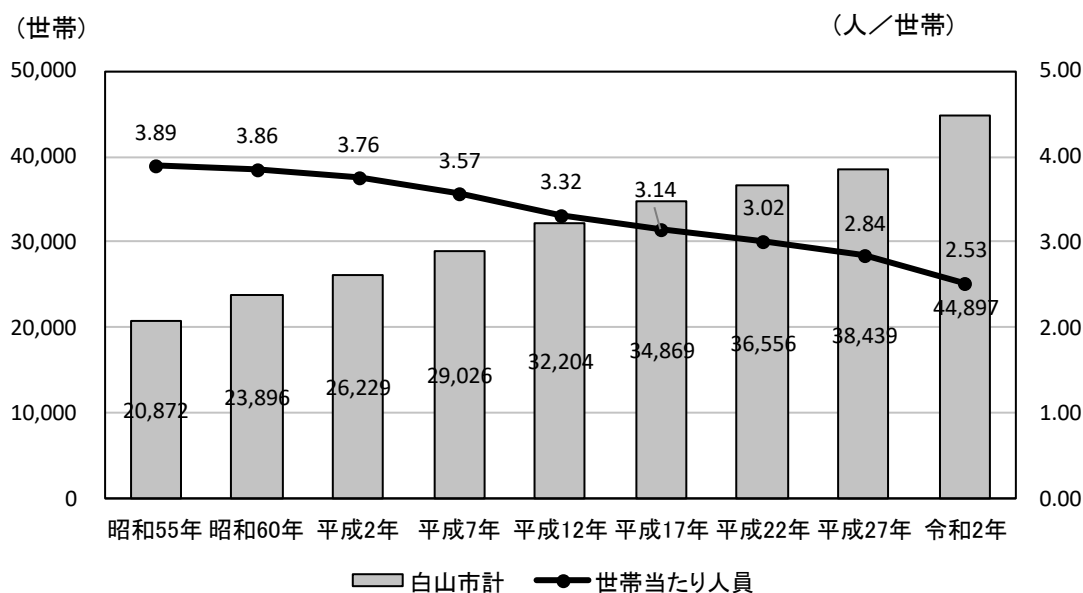
(単位: 人)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
松任地域	43,766	52,585	58,142	62,990	65,370	67,488	68,928	69,276	72,136
美川地域	12,217	12,321	12,012	11,803	12,454	12,967	12,918	12,424	12,487
鶴来地域	17,159	19,271	20,266	20,860	21,477	21,884	22,122	21,819	23,475
白山ろく地域	8,144	8,154	8,079	7,927	7,676	7,111	6,491	5,768	5,500
白山市計	81,286	92,331	98,499	103,580	106,977	109,450	110,459	109,287	113,598

資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 世帯の状況

本市の令和2年10月1日現在の世帯数は44,897世帯であり、核家族化の進行により増加しています。一方、1世帯当たりの人数は平成27年の2.84人から令和2年には2.53人と減少しています。



(単位：世帯、人)

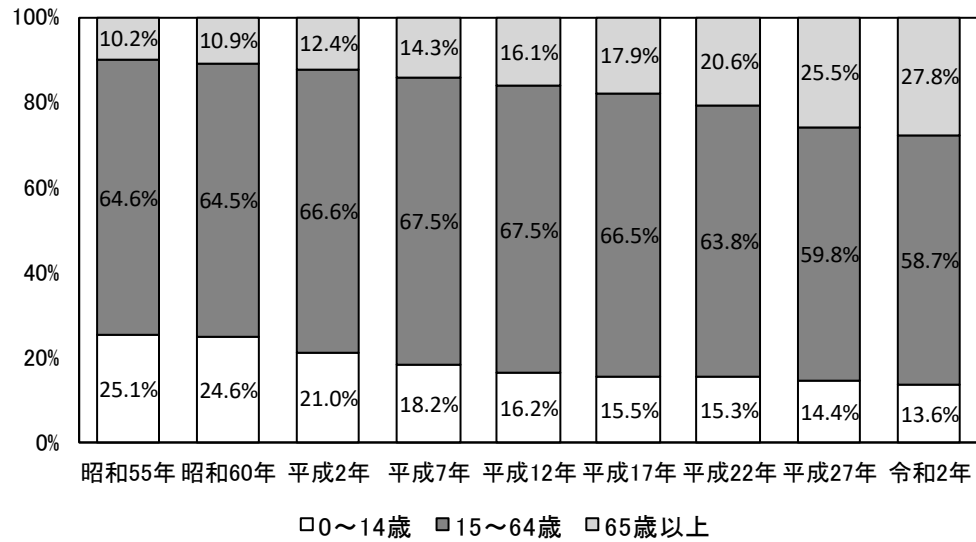
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
松任地域	11,148	13,473	15,416	17,757	19,926	21,747	23,098	24,744	28,682
美川地域	3,210	3,301	3,263	3,342	3,737	4,152	4,319	4,335	4,917
鶴来地域	4,295	4,907	5,346	5,726	6,282	6,787	7,034	7,349	9,005
白山ろく地域	2,219	2,215	2,204	2,201	2,259	2,183	2,105	2,011	2,293
白山市計	20,872	23,896	26,229	29,026	32,204	34,869	36,556	38,439	44,897
世帯当たり人員	3.89	3.86	3.76	3.57	3.32	3.14	3.02	2.84	2.53

資料：国勢調査（各年10月1日）

(3) 年齢階層別人口の推移

本市の年齢3区分別の人口の推移をみると、65歳以上の人口の割合が上昇しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

・年齢階層別人口の推移



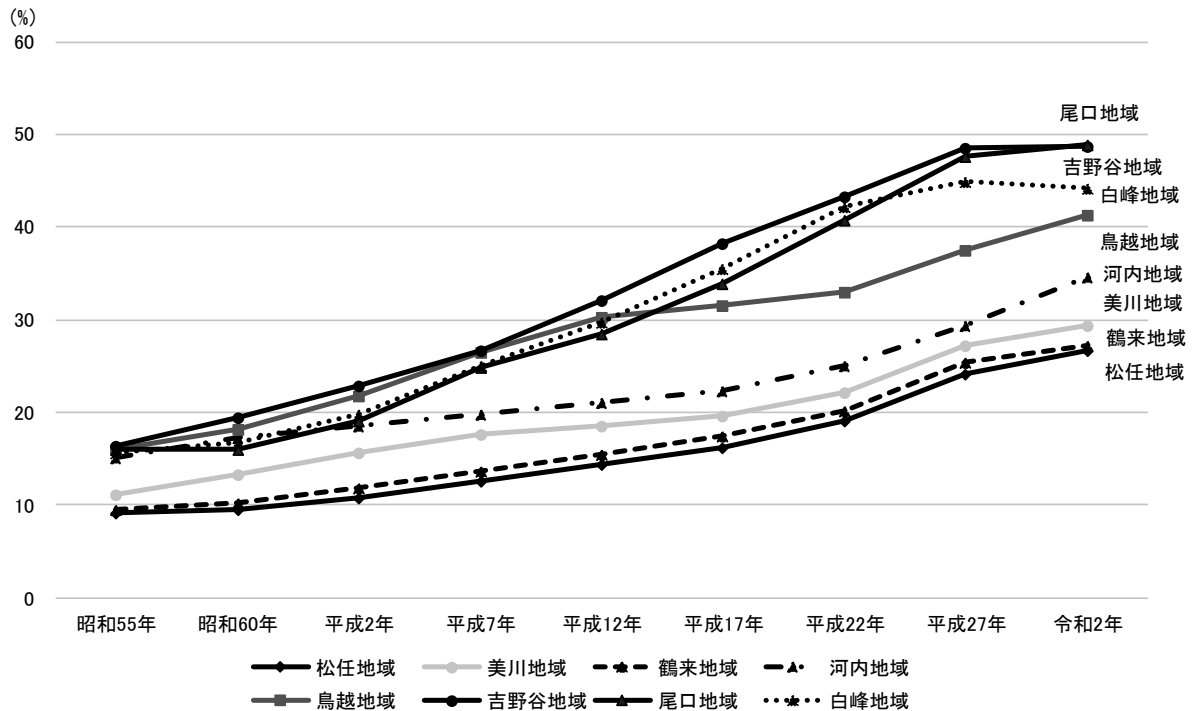
(単位：人)

	0～14歳	15～64歳	65歳以上	合計
昭和55年	20,441	52,533	8,312	81,286
昭和60年	22,730	59,552	10,049	92,331
平成2年	20,697	65,553	12,249	98,499
平成7年	18,821	69,948	14,811	103,580
平成12年	17,330	72,203	17,220	106,977
平成17年	16,939	72,827	19,545	109,450
平成22年	16,950	70,512	22,807	110,459
平成27年	15,721	65,303	27,915	109,287
令和2年	15,406	66,646	31,546	113,598

資料：国勢調査（各年10月1日）

地域別の高齢化率をみると、吉野谷地域、尾口地域、白峰地域で高齢化率が40%を超えるなど、各地域で高齢化が進行しています。

・地域別人口の推移



(単位：%)

	松任地域	美川地域	鶴来地域	河内地域	鳥越地域	吉野谷地域	尾口地域	白峰地域
昭和55年	9.2	11.2	9.5	15.2	16.0	16.3	16.1	15.7
昭和60年	9.5	13.3	10.2	17.2	18.1	19.4	16.1	16.7
平成2年	10.8	15.6	11.8	18.5	21.8	22.9	19.0	19.9
平成7年	12.5	17.6	13.7	19.8	26.5	26.6	24.8	25.0
平成12年	14.4	18.5	15.5	21.0	30.3	32.1	28.5	29.8
平成17年	16.2	19.6	17.4	22.4	31.6	38.3	33.9	35.6
平成22年	19.1	22.2	20.1	25.1	33.0	43.3	40.8	42.2
平成27年	24.2	27.2	25.4	29.4	37.6	48.5	47.6	44.9
令和2年	26.6	29.4	27.2	34.7	41.4	48.8	48.9	44.3

資料：国勢調査（各年10月1日）

2 障害のある人の状況

(1) - 1 身体障害者手帳

令和4年度は身体障害者手帳を所持している人は3,603人となっています。等級別では、「1級」が最も多く、次いで「3級」、「4級」の順となっています。

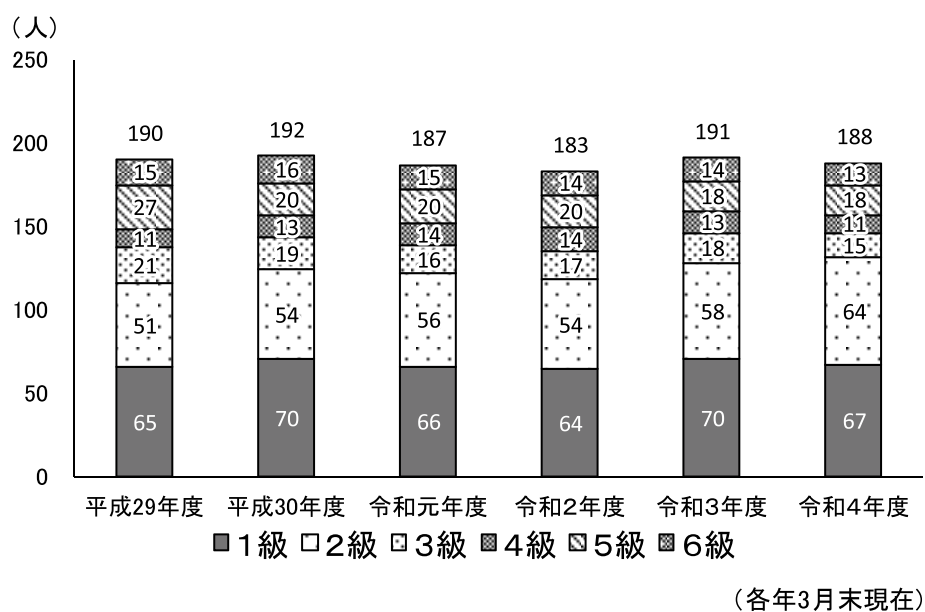
障害別では、「肢体不自由」が1,900人(52.7%)と最も多く、次いで「内部障害」、「聴覚・平衡障害」の順となっています。

(人)

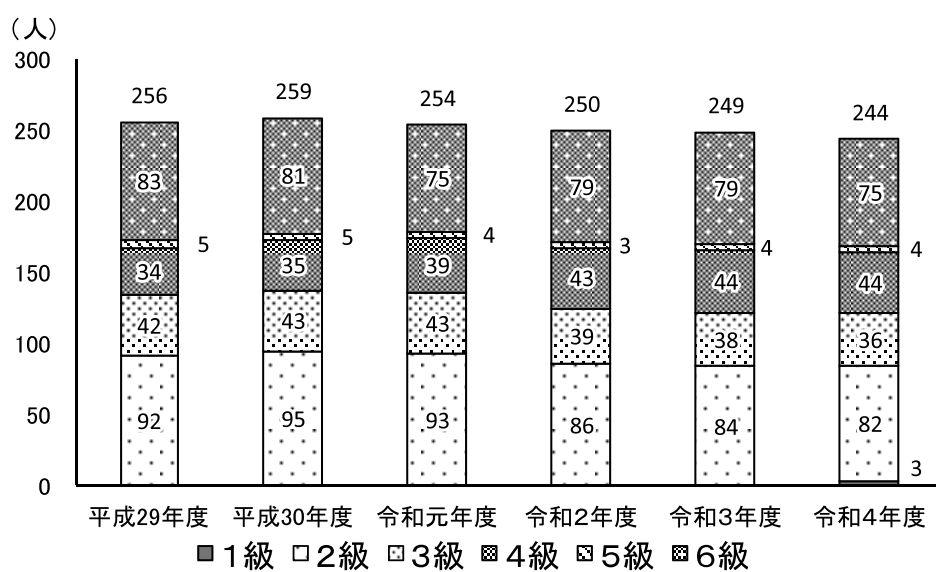
障害別 年度	視覚障害	聴覚・平衡 障害	音声・言語 そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害	計
平成29年度	190	256	40	2,189	1,148	3,823
平成30年度	192	259	42	2,100	1,196	3,789
令和元年度	187	254	40	2,057	1,206	3,744
令和2年度	183	250	42	2,012	1,227	3,714
令和3年度	191	249	37	1,963	1,240	3,680
令和4年度	188	244	35	1,900	1,236	3,603

(1) - 2 身体障害者の障害別人数

■ 視覚障害

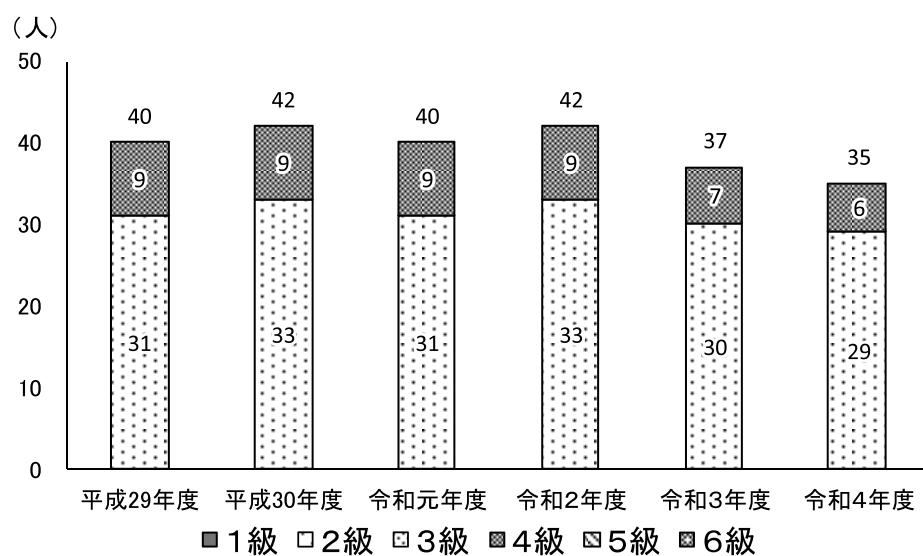


■聴覚・平衡障害



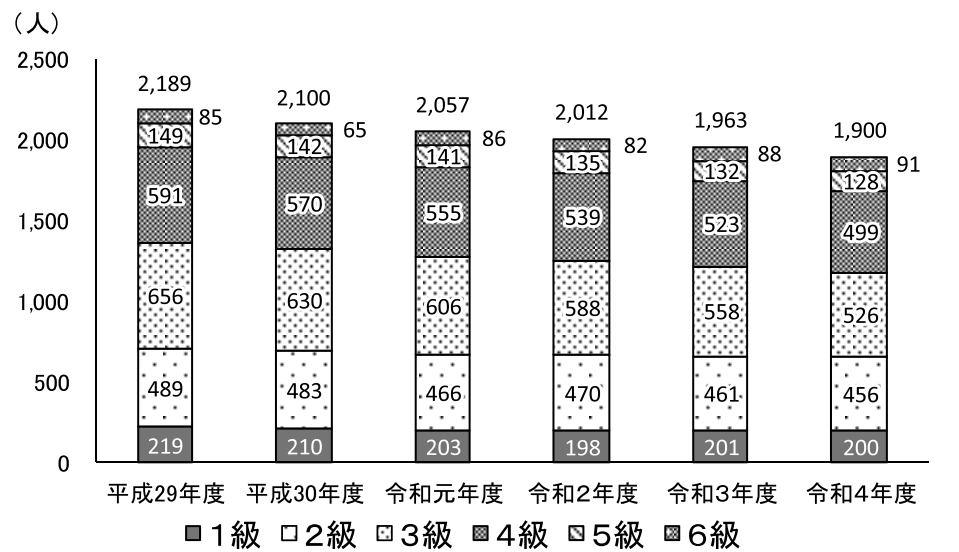
(各年3月末現在)

■音声・言語そしゃく機能障害



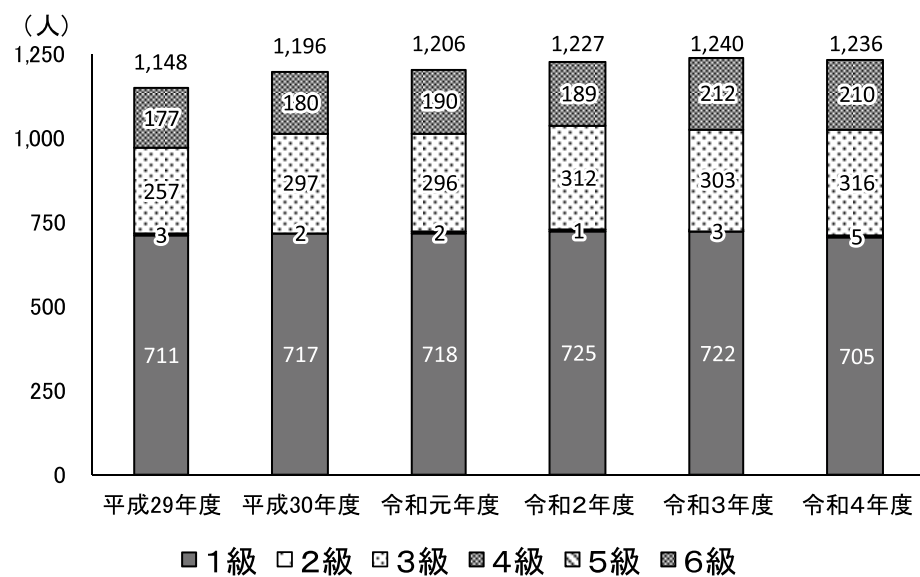
(各年3月末現在)

■ 肢体不自由



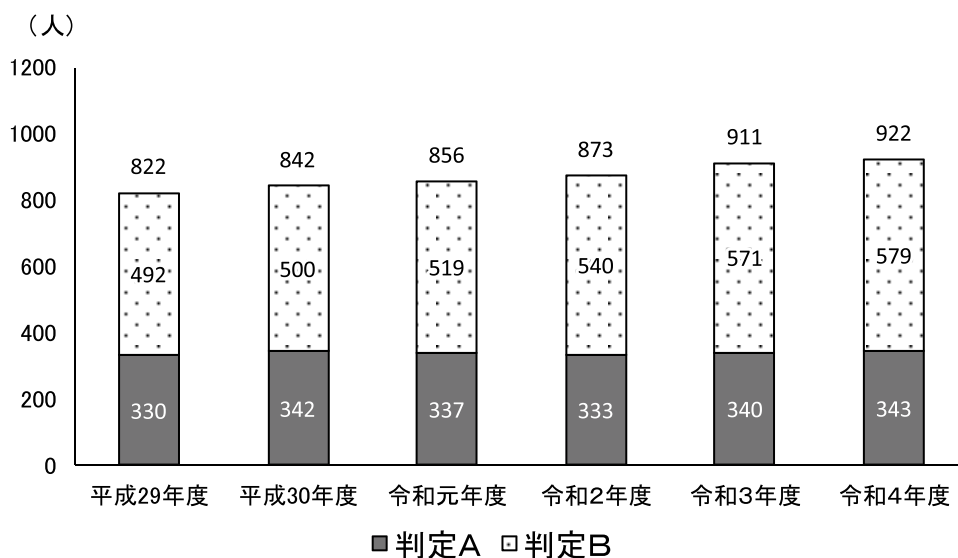
(各年3月末現在)

■ 内部障害



（２）療育手帳

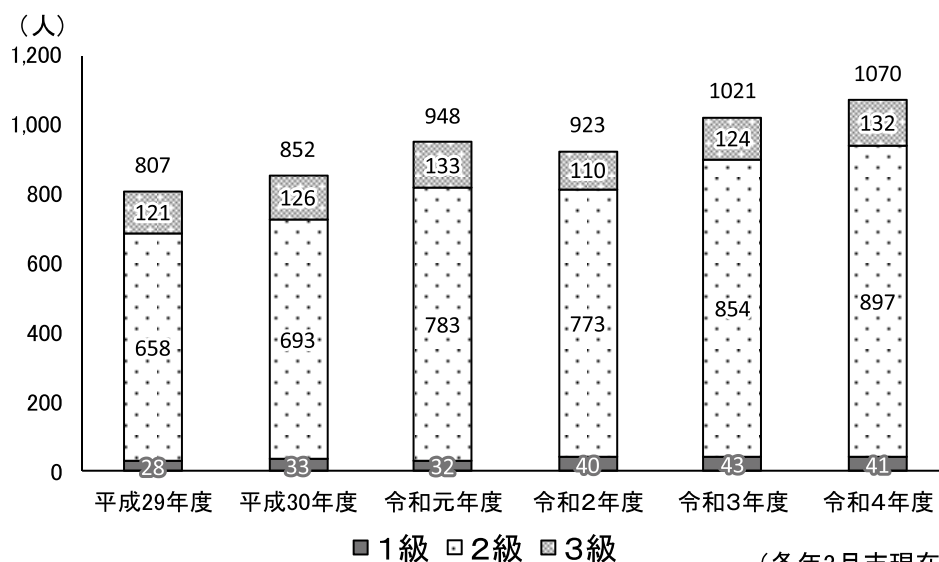
療育手帳を所持している人は９２２人となっており、「判定Ａ」が３４３人、「判定Ｂ」が５７９人となっています。



（各年3月末現在）

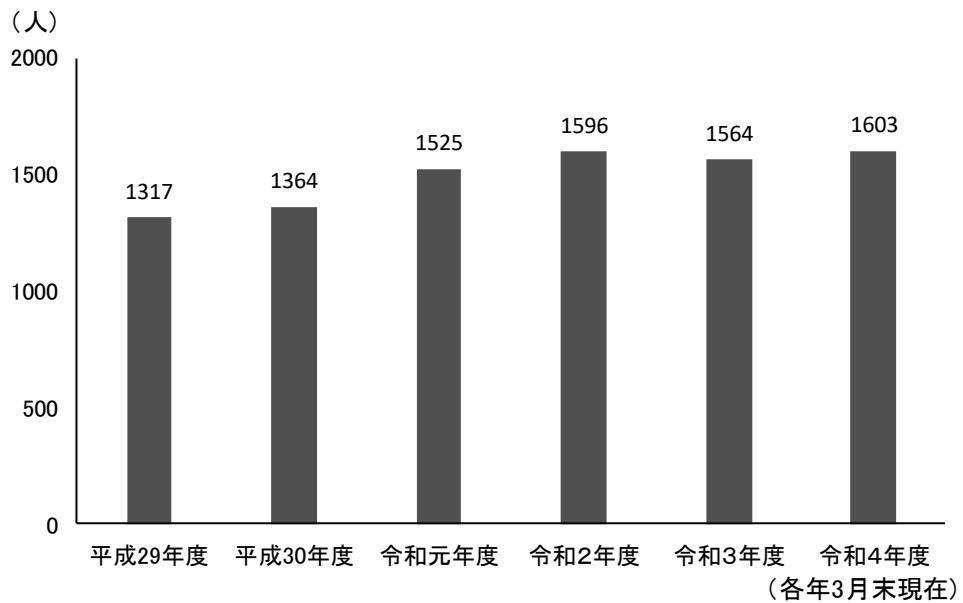
（３）精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳を所持している人は１,０７０人となっており、「１級」が４１人、「２級」が８９７人、「３級」が１３２人となっています。



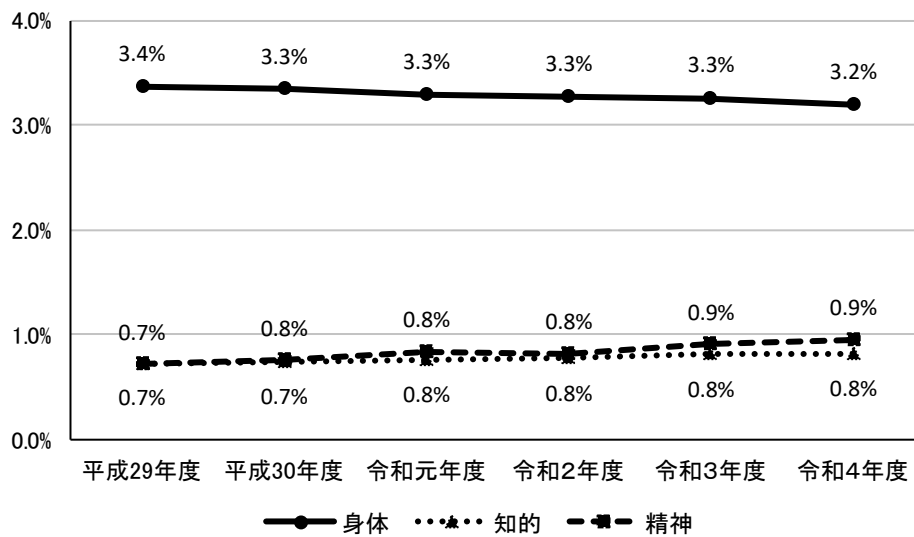
（各年3月末現在）

また、自立支援医療を利用している人は1,603人です。



(4) 人口における障害者の割合

本市における人口における障害者の割合では身体が最も多く、知的と精神の同等の割合で推移しています。



(5) 難病患者数

本市における令和5年3月末現在の指定難病及び特定疾患医療給付受給者証所持者数は915人となっています。

(6) 指定難病及び特定疾患医療給付状況（令和4年度末受給者証所持者数）

(人)

疾患		管内			石川中央	河北	市町別				
		男	女	計			白山市	野々市市	かほく市	津幡町	内灘町
総数		949	1212	2161	1296	865	915	381	310	308	244
		(113)	(122)	(235)	(147)	(88)	(95)	(52)	(29)	(33)	(26)
1	神経・筋疾患	215	276	491	293	198	214	79	74	63	61
		(35)	(35)	(70)	(44)	(26)	(25)	(19)	(12)	(6)	(8)
2	代謝系疾患	20	6	26	14	12	9	5		4	8
		(2)		(2)	(1)	(1)	(1)				(1)
3	皮膚・結合組織疾患	17	16	33	21	12	16	5	4	5	3
		(5)	(4)	(9)	(5)	(4)	(5)			(3)	(1)
4	免疫系疾患	122	383	505	299	206	220	79	68	71	67
		(14)	(34)	(48)	(25)	(23)	(17)	(8)	(7)	(9)	(7)
5	循環器系疾患	42	23	65	35	30	27	8	14	12	4
		(1)	(3)	(4)	(4)		(3)	(1)			
6	血液系疾患	33	49	82	45	37	33	12	13	13	11
		(3)	(6)	(9)	(6)	(3)	(5)	(1)	(2)		(1)
7	腎・泌尿器系疾患	56	62	118	70	48	50	20	15	19	14
		(7)	(8)	(15)	(11)	(4)	(9)	(2)		(2)	(2)
8	骨・関節系疾患	91	50	141	88	53	70	18	19	17	17
		(11)	(4)	(15)	(12)	(3)	(9)	(3)	(1)		(2)
9	内分泌系疾患	38	42	80	52	28	37	15	8	9	11
		(2)	(2)	(4)	(3)	(1)	(3)			(1)	
10	呼吸器系疾患	44	57	101	71	30	53	18	18	9	1
		(8)	(6)	(14)	(12)	(2)	(9)	(3)	(2)		
11	視覚系疾患	10	15	25	14	11	12	2	4	4	3
			(2)	(2)	(1)	(1)		(1)		(1)	
12	聴覚・平衡機能系疾患		1	1		1					
13	消化器系疾患	260	229	489	292	197	173	119	73	81	43
		(25)	(17)	(42)	(23)	(19)	(9)	(14)	(5)	(10)	(4)
14	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	1	3	4	2	2	1	1		1	1
			(1)	(1)		(1)				(1)	
15	耳鼻科系疾患										

※（ ）内は新規申請者数

※平成27年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、医療費助成の対象疾患が拡大された。

資料：保健所事業報告書 健康しかけ人白書（石川県石川中央保健福祉センター）

第3部 プランの基本的な考え方

1 プランの基本理念

「第3期白山市障害者計画」（平成30(2018)～令和5(2023)年度）では、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重し、安心して暮らし、共に生きる「共生のまち 白山市」の実現を目指してきました。

本市では、平成29(2017)年3月に「第2次白山市総合計画」を策定し、将来都市像「健康で笑顔あふれる元気都市 白山」の実現に向けて様々な施策を展開しています。

令和4(2022)年3月には「第2次白山市総合計画後期基本計画」を策定し、障害福祉においては、「障害者が安心して暮らせる環境づくり」の実現を推進しています。

本プランでは、前回のプラン同様に、障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らすための地域づくりを引き続き目指します。

そのため、障害のある人の人格や個性を尊重し、その人らしく暮らせるよう市民一人ひとりの障害や障害のある人への正しい理解や認識を促進し、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。

これらを踏まえ、本プランの基本理念は、「ふれあい・わかりあい・ささえあい 自分らしく暮らせる『共生のまち 白山市』」とします。

ふれあい・わかりあい・ささえあい

自分らしく暮らせる「共生のまち 白山市」

2 プランの基本目標

基本理念「ふれあい・わかりあい・ささえあい 自分らしく暮らせる『共生のまち 白山市』」の実現に向け、次の2つを基本目標として、共生のまち白山プランを推進します。

基本目標1 障害の有無にかかわらずお互いを尊重し、わかりあう共生のまちづくり

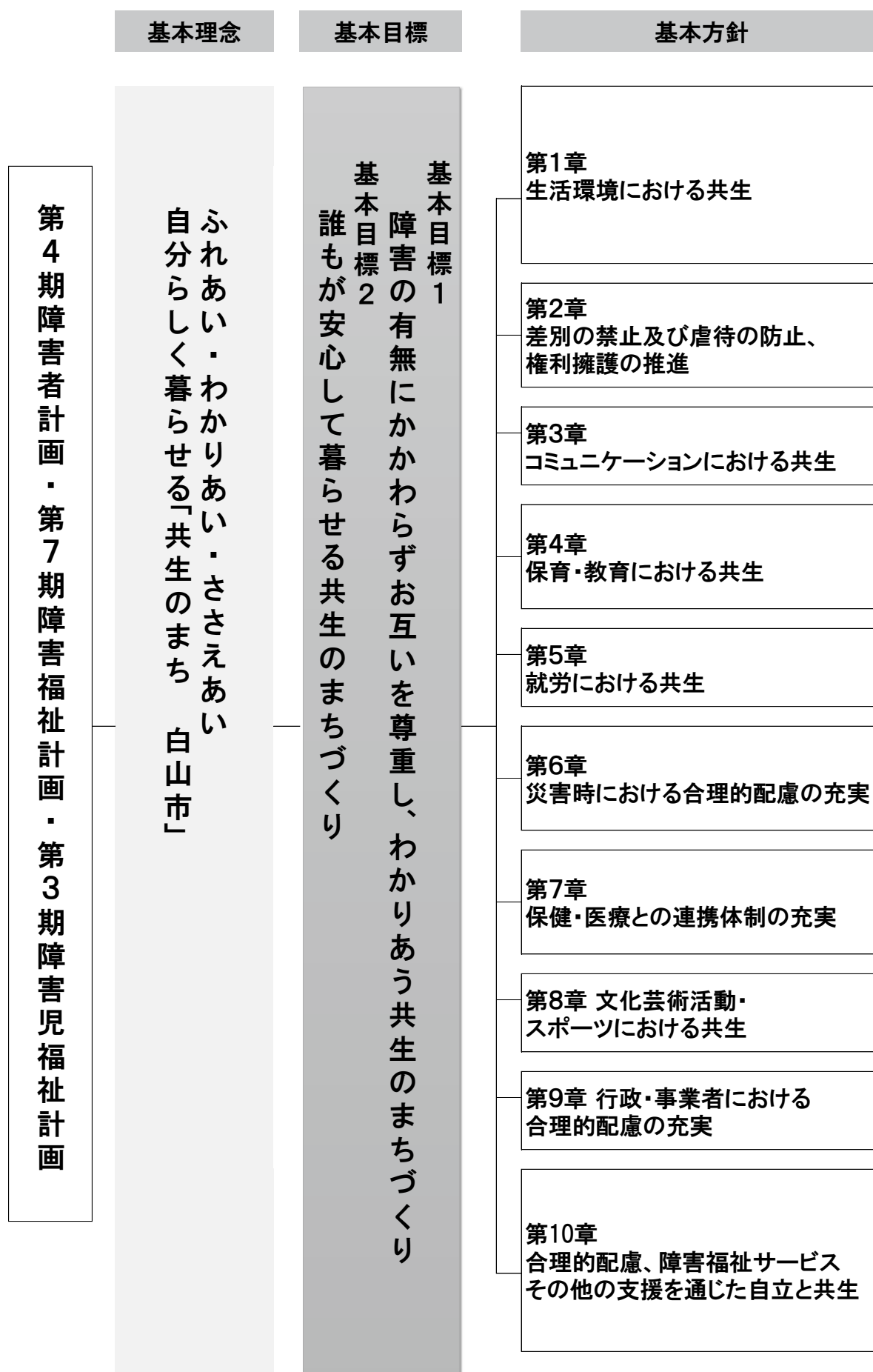
障害のある人がその人らしく地域生活を送れるよう、地域での交流等を通じて、障害のある人と障害のない人との相互理解を促進します。

また、障害のある人の人権尊重やアドボカシー（権利擁護）の重要性について、多くの人が理解を深めることができるよう啓発等の取組みを推進します。

基本目標2 誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり

公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の更なる推進や障害の特性にあった配慮のできる環境づくり、更には災害時における支援体制の整備・充実に努め、障害のある人も障害のない人も誰もが安全・安心に暮らすためのまちづくりを推進します。

3 プランの体系



施策の方向性



- 1 障害のある人への理解促進
- 2 障害のある人が暮らしやすい環境の整備
- 3 道路環境の整備・歩道の安全確保
- 4 障害のある人にやさしいまちづくりの推進
- 5 障害のある人の社会参加の促進及びその環境づくりの推進
- 6 障害のある人の家族への支援の推進
- 7 地域福祉活動の推進
- 8 ボランティアの活動支援及び育成



- 1 障害を理由とする差別禁止の啓発及び差別解消の推進
- 2 虐待の防止
- 3 差別の禁止と解消・虐待の防止に向けた啓発活動の推進
- 4 権利擁護体制の推進及び周知啓発



- 1 情報アクセシビリティの推進
- 2 情報提供・コミュニケーション支援の充実
- 3 手話の普及啓発



- 1 共に育つ保育の推進とその理解の促進
- 2 共に学ぶ教育の推進とその理解の促進
- 3 福祉共育の推進
- 4 放課後等の居場所の充実



- 1 就労支援の充実
- 2 雇用の推進及び定着の支援
- 3 障害のある人の賃金向上の推進



- 1 適切な情報発信・情報提供体制の充実
- 2 避難所等における合理的配慮の提供等の推進
- 3 災害時の支援体制の整備
- 4 避難行動要支援者の把握及び支援体制の整備
- 5 障害のある人の福祉避難所の確保



- 1 母子保健の充実及び障害への早期対応
- 2 障害に応じた相談・発達支援
- 3 障害の原因となる疾病等の予防及び治療
- 4 医療的ケアが必要な人の地域での生活支援の推進



- 1 文化活動芸術活動、スポーツ、レクリエーション活動への参加の促進
- 2 障害のある人に配慮した利用しやすい環境整備の推進



- 1 市等の行政機関の窓口等における障害のある人への合理的配慮の徹底
- 2 行政情報提供の充実



- 1 障害のある人の意思決定支援を踏まえた自己決定の尊重
- 2 年齢や障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 相談支援の体制の充実・強化
- 4 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制の整備
- 5 障害のある子どもの地域での健やかな育ちのための発達支援
- 6 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取り組み
- 7 障害福祉に携わる人材の確保・育成・定着